

日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その1

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

日本品質・真正品認証制度（以下、「本制度」という。）では、日本品質・真正品認証・登録 実施要領（以下、「実施要領」という。）の以下の規程の詳細に関し、別途規程として、日本品質・真正品認証・登録 実施要領の補則その1を規定致します。

また、本制度に係る、日本品質・真正品認証・登録 実施要領別表1、本日本品質・真正品認証・登録 実施要領補則その1、日本品質・真正品認証・登録 実施要領補則その2、日本品質・真正品認証・登録 実施要領補則その3、日本品質・真正品認証・登録 募集要項、日本品質・真正品認証に関する組織規程、「日本品質・真正品認証・登録マーク」（認証マーク）使用規程、日本品質・真正品認証申請書、日本品質・真正品認証申請者提出書類等を含む実施要領以外の規程類と書類等の改廃についても、本実施要領補則その1に規程を設けることとします。

「3. 申請者の要件及び認証・登録の基準」について

「3-1. 申請者」の「①法人格要件」について

申請者が個人事業主であり、法人格を有していない場合、当該申請者が日本国内を本拠地として当該申請に係る商品の事業を行っていると同認められれば、第3条第3-1項の申請者の要件の①法人格要件を満たすこととします。

「3-1. 申請者」の「②品質管理及び環境配慮要件」について

1) 「中小企業者の定義」について

申請者が、中小企業基本法第2条第1項規定に基づいて規定された下記①～④の一つに該当する場合、本制度における中小企業者に該当することとします。

尚、中小企業者の定義については、本制度の日本品質・真正品認証・登録 実施要領における他の規程についても、同様とします。

①資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次の②から④までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

②資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

③資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の

数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

④資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2) 「品質管理及び環境配慮要件に係る中小企業者の特例」について

申請者が、上記の規程に基づく中小企業者である場合、JAB認定によるISO9001、JAB認定によるISO14001、JAB認定によるISO22000及び一般財団法人持続性推進機構認定によるエコアクション21のうちの少なくとも一つの認証を取得しているか、又は、業種によって、第14条に規定の認証・登録の更新の時までに上記の少なくとも一つの認証を取得する具体的計画（以下、「業種による特例」という。）があれば、実施要領の第3条第3-1項に規定の申請者の要件の②品質管理及び環境配慮要件を満たすこととします。

また、当該「業種による特例」については、当該申請に係る審査において、真正品認証審査委員会が審査し、適用可否を判断することとします。

「3-2. 認証・登録基準」について

「3-2-1. 対象商品」規程における、主要な生産工程について

本制度において、商品の生産工程内の最終検査は、当該商品の主要な生産工程の一つと見なします。したがって、対象商品においてその生産工程内の最終検査は、日本国内で実施されることが必要となります。

「3-2-1. 対象商品」規程における、商品の生産工程の大部分が日本国外で実施される場合について

本制度において、申請商品について当該商品に係る主要な生産工程が日本国内で実施されることによって“日本発”の商品に該当しても、当該商品の生産工程の大部分が日本国外で実施される場合、当該申請に係る審査において、真正品認証審査委員会が当該商品の生産工程に関する審査を行い、当該商品が日本品質・真正品認証の対象となるか否かを判断することとします。

「3-2-1. 対象商品」規程の、価値ある商品として例外的に対象商品とされるものについて

本制度において、住宅は、価値ある商品として例外的に対象商品とします。したがって、住宅は、日本品質・真正品認証・登録 実施要領補則その2で示された本制度の商品の類型の大分類10の中分類97に分類されます。

「3-2-1. 対象商品」規程の、例外的に対象商品とされるもののみ適用される追加の認証・登録基準について

本制度において、価値ある商品として例外的に対象商品とされる住宅については、日本品質・真正品認証・登録のための第3条第3-2-2項の認証・登録基準に関し、その認証・登録基準①～⑧に加え、以下に示す基準を追加の認証・登録基準として設けます。

追加の認証・登録基準

以下の i) 及び i i) の2つの基準のうち少なくとも1つに適合すること。

i) 木構造の住宅であって、主要構造材（柱、梁、桁、土台）及び間柱（厚さ27mm以上のものに限る。）において（主要構造材に加え、構造用合板（壁に使用する厚さ12mmのもの並びに床に使用する厚さ24mm及び28mm以上のものに限る。）を含めることができる。）、材積の過半に相当する量以上に国産材を使用し、日本の気候風土に合った、国産材による家づくりが認められること。

i i) 災害への備えとして、公的基準又は業界基準と同等以上の水準の耐震性が確保され、且つ、非常用電源の確保対策、給水対策、及び、下水道対策が講じられて、被災者を出さないための家づくりが認められること。

「3-2-2. 認証・登録基準」の「①既存認証取得要件」について

申請商品の生産者が、公的基準等と同等以上の水準の製品基準を有して、当該申請商品においてそれが満たされている場合、第3条第3-2項第3-2-2号に規定の既存認証取得要件を満たすこととします。しかしながら、申請商品に関して公的基準等が存在しない場合、当該申請に係る審査において、真正品認証審査委員会が当該申請商品に係る製品基準を審査し、当該「既存認証取得要件」への適合の可否を判断することとします。

「5. 登録手続き」について

「5-4. 登録日の認定、登録番号の付与及び登録証の発行」について

初回の登録に係る登録番号は次のとおり定めます。

□□ - ○○○○ - △△△△

ここで、□□は、当該日本品質・真正品登録された申請商品の商品類型を示す2桁の数字であって、日本品質・真正品認証・登録実施要領補則その2に示された商品の類型の中分類の分類番号です。

2つの-は、何れもハイフンです。

○○○○は、当該日本品質・真正品認証・登録の登録年であって、西暦年を示す4桁の数字です。

△△△△は、識別番号であり、0001から始まる4桁の数字です。

また、日本品質・真正品認証・登録更新に係る登録番号は次のとおり定めます。

K-□□ - ○○○○ - △△△△

ここで、3つの-は、何れもハイフンです。

そして、□□ - ○○○○ - △△△△は、初回の登録に係る登録番号と同一のものになります。

すなわち、□□は、当該日本品質・真正品登録された申請商品の商品類型を示す2桁の数字であって、日本品質・真正品認証・登録実施要領補則その2に示された商品の類型の中分類の分類番号です。

○○○○は、当該日本品質・真正品認証・登録の初回の登録の登録年であって、西暦年を示す4桁の数字です。

△△△△は、識別番号であり、0001から始まる4桁の数字です。

「9. 認証・登録の取消し」について

真正品認証審査委員会は、登録者又は登録品に関し、以下の①～⑩の取消理由のいずれかに該当することが明らかになった場合、次の手順にしたがい、当該登録者又は登録品に係る日本品質・真正品認証・登録を取消します。

まず、真正品認証審査委員会において、登録者又は登録品に関する審議を行い、以下の①～⑩の取消理由のいずれかに該当することを確認します。

次いで、上記の審議での確認に基づき、推進協議会に当該登録者又は登録品に係る日本品質・真正品認証・登録の取消しを求めます。

その場合、推進協議会は当該日本品質・真正品認証を取消した上、当該日本品質・真正品登録を取消します。

次いで、推進協議会は、真正品認証事務局による、第5条第5-4項に規定の日本品質・真正品認証・登録証の回収を行います。

次いで、登録者におかれては、第10条に規定の認証マークの使用の中止及び日本品質・真正品認証・登録の公表の中止を行っていただきます。

そして、推進協議会は、推進協議会のホームページ上で、当該登録品に係る日本品質・真正品認証・登録の取消しを公表します。

登録者は、日本品質・真正品認証・登録の取消し理由を克服し、その証拠を明示のうえで、日本品質・真正品登録の取消の日から180日を経過した後に、当該登録品と同一の商品について再度の申請を行うことができます。

取消理由

- ①申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合。
- ②第3条第3-1項に規定の申請者の要件を登録者が満たさなくなった場合。
- ③第3条第3-2項に規定の認証・登録基準に不適合となった場合。
- ④申請者が活動実態の無い状態となるか、又は登録品に係る事業の継続が困難となっ

た場合。

- ⑤申請者が反社会的な行為その他本制度に基づく認証・登録の業務遂行に支障を来す行為を行い、又はその恐れがあると想定される場合。
- ⑥申請者の社会的信用が著しく低下した場合。
- ⑦第10条に規定の認証マークを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用許諾したことが判明した場合。
- ⑧登録品の製造及び販売並びに認証マークの使用に際して、故意又は過失により、認証マークに化体する信用を著しく毀損させた場合。
- ⑨その他本実施要領のいずれかの条項に違反した場合。
- ⑩その他登録品の製造、販売の継続が不相当であると推進協議会が認めた場合。

「17. 審査料及び認証・登録料等について」

「17-1. 審査料及び認証・登録料」について

審査料は、340,000円＋消費税とし、認証・登録料（2年分）を70,000円＋消費税とし、合計410,000円＋消費税とします。

ただし、実施要領第4条第4-3項の申請者の要件確認の省略の規程の適用がある場合、審査料は、325,000円＋消費税とし、認証・登録料（2年分）を70,000円＋消費税とし、合計395,000円＋消費税とします。

尚、審査において、事務局確認、申請者の要件確認、認証審査及び登録確認に係る当初想定外の作業の他に、現地調査や極めて特殊な調査等の当初想定外の作業が生じることがあります。その場合、当初想定外の作業を行う者の出張費や宿泊費並びに特別調査料等の費用を、上記審査料及び認証・登録料とは別の追加費用として請求することとします。

また、上記審査料及び認証・登録料の額は、本制度の審査の開始から5件の申請までについて適用されることとし、6件目以降の申請については改めて審査料及び認証・登録料の額を検討して決めることとします。

「17-2. 更新審査料及び認証・登録料」について

更新審査料は、基本額を340,000円＋消費税とし、更新に係る認証・登録料（2年分）を70,000円＋消費税とし、合計410,000円＋消費税とします。

ただし、更新審査において、「日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その3」に規定された申請者の要件確認の省略が認められる場合、更新審査料は、基本額を325,000円＋消費税とし、認証・登録料（2年分）を70,000円＋消費税とし、合計395,000円＋消費税とします。

尚、更新審査においては、初回登録時の審査との審査内容の相違や、真正品認証審査委員会の判断に基づく現地調査の実施等により、上記更新審査料の基本額の増額がなされることがあります。その場合の更新審査料の額は、改めて制度運営委員会が決定することとしま

す。その結果、更新審査料及び更新に係る認証・登録料は、前記の合計の額から変動する（増額される）ことがあります。

また、更新審査料及び更新に係る認証・登録料については、実施要領17条第17-1項に規定の審査料及び認証・登録料の額が変動した場合、その変動に合わせて減額又は増額されることがあります。その場合の更新審査料及び更新に係る認証・登録料の額は、改めて制度運営委員会が決定することとします。

「17-4. 複数枚の登録証の希望等」について

1つの日本品質・真正品認証・登録に関して複数枚の認証・登録証を希望する場合における、2枚目以降の料金は、1枚につき5,000円＋消費税となります。

「実施要領以外の規程類と書類等の改廃」について

本制度に係る、日本品質・真正品認証・登録 実施要領別表1、本日本品質・真正品認証・登録 実施要領補則その1、日本品質・真正品認証・登録 実施要領補則その2、日本品質・真正品認証・登録 実施要領補則その3、日本品質・真正品認証・登録 募集要項、日本品質・真正品認証に関する組織規程、「日本品質・真正品認証・登録マーク」（認証マーク）使用規程、日本品質・真正品認証申請書、日本品質・真正品認証申請者提出書類等を含む実施要領以外の規程類と書類等の改廃については、日本品質・真正品認証制度運営委員会・運営委員長の承認に基づくこととします。

附 則 この規程は、2018年11月12日から施行します。